

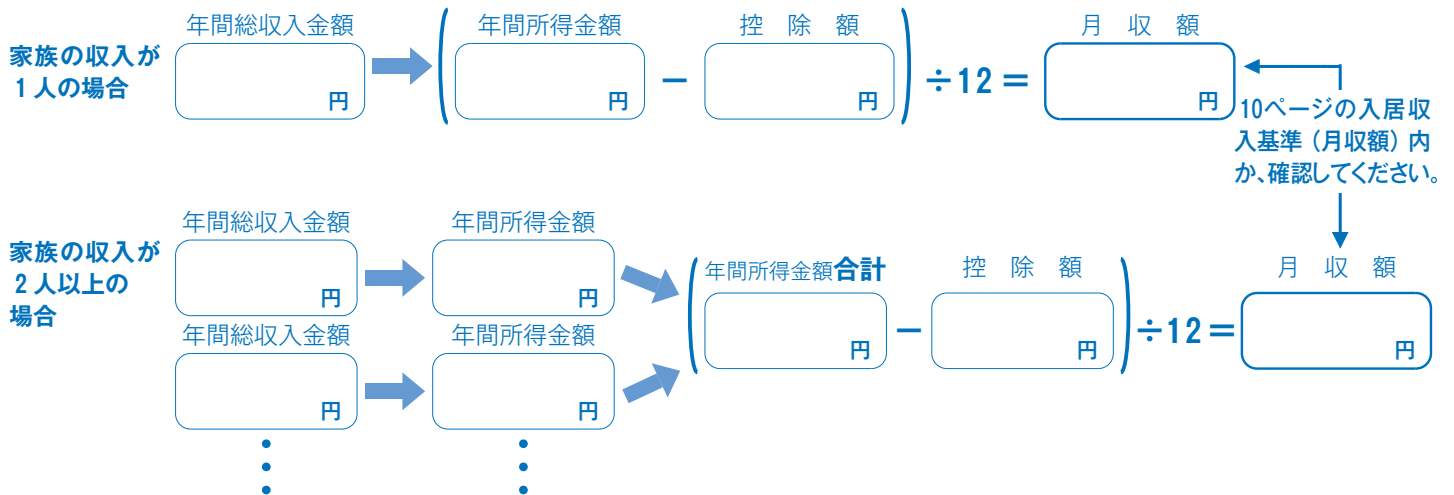


月収額の計算のしかた

はじめに、入居しようとする家族に収入のある方が2人以上いる場合は、それぞれの年間所得金額を合算する必要があります。

まずは、年間総収入金額から年間所得金額を算出してください。

計算の流れ



計算の手順

- ①55ページの所得控除額を算出してください。
- ②それぞれの収入が下記のどれにあてはまるか確認のうえ、各ページにて月収額を算出してください。

1 給与所得の方

俸給、給料、賃金、ボーナスなどの所得です。たとえば、会社員、店員、日雇労働者、パート、事業専従者などの収入をいいます。給与所得でいう総収入金額とは、給与所得控除をする前のもので、ボーナス、手当などを含んだ金額です。(ただし非課税所得は含みません。)

2 年金所得の方

厚生年金、国民年金、恩給、企業年金などの所得です。たとえば、老齢年金、退職年金をいいます。その他、法律により非課税とされている各種年金(障害年金、遺族年金、福祉年金など)については、所得金額0円としてください。

3 その他の所得の方

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。たとえば、自営業、サービス業、外交員などの所得をいいます。これらの所得で税の申告をしている方は、所得金額を十分に確かめてください。

56～57ページの
「1 給与所得の方」
を見て計算してください。

58～59ページの
「2 年金所得の方」
を見て計算してください。

60～61ページの
「3 その他の所得・日雇の方」
を見て計算してください。

(注1) 月収額の計算は、基準日である**令和8年6月1日現在**の状況について行います。

(注2) 次の収入は所得金額0円となります。

生活保護の各種扶助料・失業給付金・遺族年金・障害年金・福祉給付金

(注3) 日雇労働者の方で確定申告をしている方は、**60～61ページ**を見て計算してください。

(注4) 1人で給与収入、年金収入、その他の収入など複数ある方は、それぞれのページで所得金額を算出してから合計してください。

(注5) 1人で2ヶ所以上からの給与収入、または2ヶ所以上からの年金収入などがある方は、それぞれの年間収入を合計してから所得金額を算出してください。

所得金額の控除について

(この表は56～61ページで月収額を計算する時必要です。)

世帯の所得金額の合計から次の控除額を差し引いてください。

1の親族控除は、すべての世帯に該当します。

2～7の控除については、それぞれの内容に該当していれば、1の親族控除とあわせてさらに控除をしてください。

3～7の控除対象者は所得税法上認定された方であることが必要です。

区 分		控 除 を 受 け ら れ る 方		控除できる額	計 算	
1 親族	同居親族	・ 県営住宅へ入居しようとする家族（婚約者及び内縁関係にある者を含む。）のうち申込み本人以外の人数です。収入のある方も含みます。		1人につき 年380,000円	38万円× 人数＝ <input type="text"/> 円	
	同居しない扶養親族	・ 県営住宅へ入居はしないが、所得税法上の扶養親族（遠隔地扶養）である方。 ※単に仕送りをしているだけでは扶養親族とはなりません。				
2 基礎控除振替		申込者本人、又は入居しようとする家族で給与所得又は公的年金などに係る雑所得を有する方。		1人につき 年100,000円 ただし、所得が100,000円未満の場合はその額	10万円× 人数＝ <input type="text"/> 円 10万円未満はその額 <input type="text"/> 円	
特 別 控 除 対 象 者	3 老人扶養親族 老人控除対象配偶者		年齢70歳以上の扶養親族の方。 または 年齢70歳以上の老人扶養配偶者の方。	1人につき 年100,000円	10万円× 人数＝ <input type="text"/> 円	
	4 特定扶養親族		年齢16歳以上23歳未満の扶養親族の方。 (妻・婚約者は該当しません。)	1人につき 年250,000円	25万円× 人数＝ <input type="text"/> 円	
	5 障害者	(1)障害者	ア 申込み本人が障害者である場合。 イ 1の親族の中に障害者がいる場合。	障害者 (特別障害者以外)	障害者控除 1人につき 年270,000円	27万円× 人数＝ <input type="text"/> 円
		(2)特別障害者		特別障害者 (1～2級の身体障害者) (重度の精神障害者)	特別障害者控除 1人につき 年400,000円	40万円× 人数＝ <input type="text"/> 円
	6 寡婦		申込み本人又は同居親族で次のすべてに該当する方。 ア 夫と死別又は離婚してから婚姻（事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる場合を含む）をしていない、夫の生死が不明であること。 イ 扶養親族（子を除く）があること。 ウ 所得の見積額が500万円以下であること。 ※夫と死別してから婚姻をしていない方又は夫の生死が不明である方は、扶養親族などがなくても「寡婦」とされます。		1人につき 年270,000円 ただし、所得が270,000円未満の場合はその額	27万円× 人数＝ <input type="text"/> 円 27万円未満はその額 <input type="text"/> 円
7 ひとり親		申込み本人又は同居親族で次のすべてに該当する方。 ア 婚姻をしていない又は配偶者の生死の明らかでないこと。 イ 生計を一にする子（他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされていたり、所得の見積額が58万円を超える子は除かれます）がいること。 ウ 所得の見積額が500万円以下であること。 エ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。		1人につき 年350,000円 ただし、所得が350,000円未満の場合はその額	35万円× 人数＝ <input type="text"/> 円 35万円未満はその額 <input type="text"/> 円	

※6の寡婦控除と7のひとり親控除は、同一人物に対して重複しての適用はありません。

所得控除額合計

円

所得金額の求め方

算出した年間総収入金額を次の表にあてはめてください。

給与の年間総収入金額	給与所得金額
650,999円まで	給与所得金額=0
651,000円から1,899,999円まで	年間総収入金額 - 650,000円 = 給与所得金額
1,900,000円から3,599,999円まで	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切り捨てた後4000を掛け戻し、出た額を右のAにあてはめてください。 $A \times 0.7 - 80,000$ 円 = 給与所得金額
3,600,000円から6,599,999円まで	$A \times 0.8 - 440,000$ 円 = 給与所得金額
6,600,000円から8,499,999円まで	年間総収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000$ 円 = 給与所得金額

※給与所得と年金所得の双方のある方で、合計金額が、10万円を超える場合は、給与所得から、**所得金額調整控除額を控除（追加で減算）**してください。

$$\text{給与所得} - \text{所得金額調整控除} = \text{給与所得金額}$$

$$\text{所得金額調整控除額} = \text{給与所得} + \text{年金所得} - 100,000$$

(10万円まで) (10万円まで)

※マイナスの場合は0円となります。

給与の年間所得金額
円

算出例)

年間総収入金額が2,994,000円の場合
上記の1,900,000円から3,599,999円までに該当

$$\begin{aligned} & 2,994,000 \div 4,000 = 748.5 \\ & \quad (\text{小数点以下、切り捨て}) \\ & 748 \times 4,000 = 2,992,000 \\ & 2,992,000 \times 0.7 = 2,094,400 \\ & 2,094,400 - 80,000 = 2,014,400 \end{aligned}$$

給与の年間所得金額
2,014,400円

※年間所得金額が999円までの場合は、0円として扱います。

算出例) ※給与所得と年金所得の双方のある方

給与所得金額が2,014,400円、
年金所得金額が1,400,000円(算出例59ページ)の場合

①所得金額調整控除額の算出

$$100,000 + 100,000 - 100,000 = 100,000$$

(給与所得) (年金所得) (所得金額調整控除額)

②所得金額調整控除額を給与所得金額から減算

$$2,014,400 - 100,000 = 1,914,400$$

(給与所得) (所得金額調整控除) (給与所得金額)

給与の年間所得金額
1,914,400円

$$\left(\text{年間所得金額} - \text{控除額合計} \right) \div 12 = \text{月収額}$$

※1 1人で給与収入、年金収入、その他の収入など複数ある方は、それぞれのページで所得金額を算出し、合算したものを年間所得金額として、上記の式で月収額を算出してください。

※2 入居しようとする家族に収入のある方が2人以上いる場合は、それぞれの年間所得金額を合算する必要があります。

入居収入基準
10ページ参照

控除額の計算

用語の意味は55ページ参照

控除の対象	控除額の計算方法
同居親族及び同居しない扶養親族	38万円 \times 人数 = ① 円 (※同居親族数は、県営住宅へ入居しようとする家族(婚約者及び内縁関係にある者を含む。)のうち申込み本人以外の人数です。収入のある方も含みます。)
基礎控除振替	10万円 \times 人数 = ② 円 ただし、その所得が10万円未満のときは、その所得額のみ控除
老人扶養親族 老人控除対象配偶者	10万円 \times 人数 = ③ 円
特定扶養親族	25万円 \times 人数 = ④ 円
障害者	27万円 \times 人数 = ⑤ 円
特別障害者	40万円 \times 人数 = ⑥ 円
寡婦	27万円 ただし、その所得が27万円未満のときは、その所得額のみ控除
ひとり親	35万円 ただし、その所得が35万円未満のときは、その所得額のみ控除
控除額合計	① + ② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥ + ⑦ = ⑧ 円

控除額合計
円



月収額の計算のしかた

2 年金所得の方

年間収入の求め方

申込基準日（令和8年6月1日）で年金収入のある方。

現在の年金収入について

1	2	3
1年以上、年金を支給されている方	支給されてから1年にならない方	障害年金、遺族年金、福祉年金などの非課税の方
前年中の支払年金額。 改定があったときは、改定通知書の支払年金額。 2ヶ所以上から年金をもらっている方は（厚生年金と企業年金など）支払年金額の合計となります。	年金証書の支払年金額。 改定があったときは、改定通知書の支払年金額。 2ヶ所以上から年金をもらっている方は（厚生年金と企業年金など）支払年金額の合計となります。	③の表
①の表	②の表	年間所得金額 0円

① 令和7年分公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	氏名	生年月日	年金の種類
				老齢厚生
所得税法第203条の3第1号適用分				*****0円
所得税法第203条の3第2号適用分				*****0円
所得税法第203条の3第3号適用分				*****0円
所得税法第203条の3第4号適用分				*****0円
本人	本人	本人	16歳未満の扶養家族	特別 特別 特別 特別 特別 特別 特別 特別 特別 特別
控除対象配偶者	氏名	*****	区分	扶養家族
控除対象扶養親族	氏名	*****	区分	*****
控除対象扶養親族	氏名	*****	区分	*****

年間総収入金額
2,500,000円

③

年金振込通知書			
(振込予定日) 年 月 日			
◎年金の制度・種類	厚生年金	遺族厚生	年金
◎年金証書の基礎年金番号・年金コード			
◎受給権者氏名			
◎振込先			
◎各支払期の支払額、年金から控除される額	令和 年 月 月	令和 年 月 月	令和 年 月 月
年金支払額	****227,416円	円	円
介護保険料額	*****円	円	円
所得税額および復興特別所得税	*****円	円	円
個人住民税額	*****円	円	円
控除後振込額	****227,416円	円	円

年間所得金額
0円

②

国民年金・厚生年金保険年金証書			
年金の種類	老齢	基礎年金番号	年金コード
受給権者の氏名			
受給権者の生年月日	昭和 年 月 日	受給権を履いた年月	令和 年 月
上記のとおり、国民年金法による年金給付・厚生年金保険法による保険給付を行うことに決定したことを証します。			
令和 年 月 日			

国民年金裁定通知書					
老齢	基礎年金	該当条文	国民年金法	02 第 9 条の2	国民年金の保険料納付済期間等計
支給開始年	基本となる年金額 (円)	加算額 (円)	繰上げによる減算額 (円)	繰上げによる減算額 (円)	納付 468月 免除 0月
8・3	2,700,000		200,000	0	第1号・第3号の保険料納付済期間等 468月
停止事由	停止期間	年 月 日から 年 月 日まで			第2号の保険料納付済期間 厚生年金保険 0月 共済組合 0月
加算額対象者	子	人			

年間総収入金額
2,500,000円

所得金額の求め方

算出した年間総収入金額を次の表にあてはめてください。

受給者の年齢	公 的 年 金 年 間 総 収 入 金 額 の 額	年 金 所 得 金 額
65歳以上の方	1,100,000円まで	年 金 所 得 金 額 = 0
	1,100,001円から 3,299,999円まで	(年金の総収入金額) - 1,100,000円 = 年金所得金額
	3,300,000円から 4,099,999円まで	(年金の総収入金額) × 0.75 - 275,000円 = 年金所得金額
	4,100,000円から 7,699,999円まで	(年金の総収入金額) × 0.85 - 685,000円 = 年金所得金額
65歳未満の方	600,000円まで	年 金 所 得 金 額 = 0
	600,001円から 1,299,999円まで	(年金の総収入金額) - 600,000円 = 年金所得金額
	1,300,000円から 4,099,999円まで	(年金の総収入金額) × 0.75 - 275,000円 = 年金所得金額
	4,100,000円から 7,699,999円まで	(年金の総収入金額) × 0.85 - 685,000円 = 年金所得金額

年金の年間所得金額
円

算出例) 年齢65歳
年間総支給額が2,500,000円の場合
上記の65歳以上の方の1,100,001円から
3,299,999円までに該当

$$2,500,000 - 1,100,000 = 1,400,000$$

年金の年間所得金額
1,400,000 円

$$\left(\begin{array}{c} \text{年間所得金額} \\ \text{円} \end{array} - \begin{array}{c} \text{控除額合計} \\ \text{円} \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{c} \text{月 収 額} \\ \text{円} \end{array}$$

- ※ 1 1人で給与収入、年金収入、その他の収入など複数ある方は、それぞれのページで所得金額を算出し、合算したものを年間所得金額として、上記の式で月収額を算出してください。
- ※ 2 入居しようとする家族に収入のある方が2人以上いる場合は、それぞれの年間所得金額を合算する必要があります。

入居収入基準
10ページ参照

控除額の計算

用語の意味は55ページ参照

控除の対象	控除額の計算方法
同居親族及び同居しない扶養親族	38万円 × 人数 = ① 円 (※同居親族数は、県営住宅へ入居しようとする家族(婚約者及び内縁関係にある者を含む。)のうち申込み本人以外の人数です。収入のある方も含みます。)
基礎控除振替	10万円 × 人数 = ② 円 ただし、その所得が10万円未満のときは、その所得額のみ控除
老人扶養親族 老人控除対象配偶者	10万円 × 人数 = ③ 円
特定扶養親族	25万円 × 人数 = ④ 円
障害者	27万円 × 人数 = ⑤ 円
特別障害者	40万円 × 人数 = ⑥ 円
寡婦	27万円 ただし、その所得が27万円未満のときは、その所得額のみ控除 ⑦ 円
ひとり親	35万円 ただし、その所得が35万円未満のときは、その所得額のみ控除 ⑦ 円
控除額合計	① + ② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥ + ⑦ = ⑧ 円

控除額合計
円



月収額の計算のしかた

3 その他の所得・日雇の方

所得金額の求め方(自営業・サービス業・外交員など)

申込基準日(令和8年6月1日)で事業所得等のある方。

開業した時期について

1	2	3
令和7年1月1日以前から引き続き現在まで同じ事業をしている方	令和7年1月2日以後に現在の事業を始め、1年以上経過している方	令和7年1月2日以後に現在の事業を始め、1年以上経過していない方
①の表	②の表	②の表

所得金額の求め方(日雇)

現在の勤務先について

4	5	6
令和7年1月1日以前から引き続き現在まで日雇をしている方	令和7年1月2日以後に現在の日雇を始め、1年以上経過している方	令和7年1月2日以後に現在の日雇を始め、1年以上経過していない方
①の表	56～57ページの「1 給与所得の方」にあてはめて計算してください。	56～57ページの「1 給与所得の方」にあてはめて計算してください。

① 令和7年分所得税の確定申告書控

収入金額等	①	2,318,450.00
事業所得	②	218,590.00
不動産所得	③	
配当所得	④	
雑所得	⑤	
公的年金等	⑥	
その他の所得	⑦	
総所得	⑧	2,318,450.00
必要経費	⑨	80,675.00
所得金額	⑩	2,237,775.00

(1に該当した方)
(4に該当した方)

前年中の年間所得金額

(令和7年分の所得税の確定申告書控の所得金額)

年間総収入金額 - 必要経費 = 所得金額

年間所得金額

2,859,000 円

2に該当した方

算出方法

開業した翌月から12ヶ月間の
総所得金額

年間所得金額

1,435,720 円

2

開業年月日	令和7年4月1日		
売上月	売上	必要経費	所得
7年5月	230,500	- 72,200	= 138,300
6月	225,300	- 123,915	= 101,385
7月	189,800	- 75,920	= 113,880
8月	200,300	- 110,165	= 90,135
9月	198,000	- 79,200	= 118,800
10月	213,500	- 117,425	= 96,075
11月	223,000	- 89,200	= 133,800
12月	230,500	- 103,725	= 126,775
8年1月	223,000	- 100,350	= 122,650
2月	200,300	- 80,120	= 120,180
3月	225,300	- 101,385	= 123,915
4月	230,500	- 80,675	= 149,825
計			1,435,720

3に該当した方

開業した翌月から令和8年4月までの帳簿等を確認してください。

算出方法

総収入金額(総売上高) - 必要経費 × 12
事業を始めた翌月から令和8年4月までの月数
= 1年間の推定所得金額

算出例) 開業年月日が令和7年10月1日の場合

(R7.11月~R8.4月の合計額) → $\frac{777,145}{6} \times 12 = 1,554,288$

(R7.11月~R8.4月の6ヶ月) → 6

(小数点以下切り捨て)

年間所得金額

1,554,288 円

年間所得金額

円 次のページへ

控除額の計算

用語の意味は55ページ参照

控除の対象	控除額の計算方法
同居親族及び同居しない扶養親族	38万円× 人数= ① 円 <small>※同居親族数は、県営住宅へ入居しようとする家族（婚約者及び内縁関係にある者を含む。）のうち申込み本人以外の人数です。収入のある方も含みます。</small>
基礎控除振替	10万円× 人数= ② 円 <small>ただし、その所得が10万円未満のときは、その所得額のみ控除</small>
老人扶養親族 老人控除対象配偶者	10万円× 人数= ③ 円
特定扶養親族	25万円× 人数= ④ 円
障害者	27万円× 人数= ⑤ 円
特別障害者	40万円× 人数= ⑥ 円
寡婦	27万円 <small>ただし、その所得が27万円未満のときは、その所得額のみ控除</small> ⑦ 円
ひとり親	35万円 <small>ただし、その所得が35万円未満のときは、その所得額のみ控除</small>
控除額合計	①+②+③+④+⑤+⑥+⑦= ⑧ 円



控除額合計
円

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{年間所得金額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{控除額合計} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{月収額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

入居収入基準
10ページ参照

- ※1 1人で給与収入、年金収入、その他の収入など複数ある方は、それぞれのページで所得金額を算出し、合算したものを年間所得金額として、上記の式で月収額を算出してください。
- ※2 入居しようとする家族に収入のある方が2人以上いる場合は、それぞれの年間所得金額を合算する必要があります。